

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 4 月19日
【会社名】	株式会社 ワイズテーブルコーポレーション
【英訳名】	Y's table corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 金山 精三郎
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木四丁目 4 番 8 号
【電話番号】	03(5412)0065（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理担当取締役執行役員 吉田 茂
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木四丁目 4 番 8 号
【電話番号】	03(5412)0065（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理担当取締役執行役員 吉田 茂
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【提出理由】

当社は、平成24年4月18日開催の取締役会において、平成24年6月1日を効力発生日とし、当社を存続会社として、当社の特定子会社である株式会社SALVATORE CUOMO JAPANを消滅会社とする吸収合併を行うことを決議するとともに、平成24年4月18日に吸収合併契約を締結いたしました。よって、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第7号の3の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

1．特定子会社の異動（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金および事業の内容

名称	株式会社SALVATORE CUOMO JAPAN
住所	東京都港区六本木四丁目4番8号
代表者の氏名	代表取締役社長 金山 精三郎
資本金	10,000千円
事業の内容	飲食店舗の企画・経営・開発

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数および当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

）当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 690個（注）

異動後 一個

）総株主等の議決権に対する割合

異動前 69.0％（注）

異動後 ー％

（注）平成24年4月18日現在で当社が所有する株式会社SALVATORE CUOMO JAPANの株式に基づく、議決権の数および総株主等の議決権に対する割合であります。

なお、当社は、平成24年4月18日付けで株式会社SALVATORE CUOMO JAPANの株式（270株）を追加取得することを決議いたしました（株式の追加取得日 平成24年4月下旬）。これにより、追加取得後の当社の所有に係る特定子会社の議決権の数は960個、総株主等の議決権に対する割合は96.0％となる見込みであります。

さらに、吸収合併の効力発生日の前日までの間に、株式会社SALVATORE CUOMO JAPANの少数株主が保有する株式40株（議決権の数40個 議決権に対する割合4.0％）の全部ないし一部をさらに追加で取得する可能性があります。

(3) 当該異動の理由およびその年月日

異動の理由

当社が、特定子会社である株式会社SALVATORE CUOMO JAPANを吸収合併することにより、株式会社SALVATORE CUOMO JAPANが消滅することによるものであります。

異動年月日 平成24年6月1日（予定）

２．吸収合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の３）

（１）吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	株式会社SALVATORE CUOMO JAPAN
本店の所在地	東京都港区六本木四丁目４番８号
代表者の氏名	代表取締役社長 金山 精三郎
資本金の額	10,000千円
純資産の額	904,715千円（平成24年２月29日現在）
総資産の額	2,308,965千円（平成24年２月29日現在）
事業の内容	飲食店舗の企画・経営・開発

最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益

事業年度	平成22年２月期	平成23年２月期	平成24年２月期
売上高（千円）	5,674,100	6,841,953	6,729,983
営業利益（千円）	250,556	461,590	486,356
経常利益（千円）	283,543	463,339	505,985
当期純利益（千円）	167,891	246,465	242,078

大株主の名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

平成24年２月29日現在

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
株式会社ワイズテーブルコーポレーション	（注） 69.0
プレジアン第１号投資事業有限責任組合	8.6
良品保険株式会社	5.0
みずほキャピタル第３号投資事業有限責任組合	3.0
がんばれ東海第１号投資事業有限責任組合	2.2

（注） 当社は、平成24年４月18日付けで株式会社SALVATORE CUOMO JAPANの株式（270株）を追加取得することを決議いたしました（株式の追加取得日 平成24年４月下旬）。これにより、追加取得後の発行済株式の総数に占める当社の持株数の割合は、96.0％となる見込みであります。

さらに、吸収合併の効力発生日の前日までの間に、株式会社SALVATORE CUOMO JAPANの少数株主が保有する株式40株（議決権の数40個 議決権に対する割合4.0％）の全部ないし一部をさらに追加で取得する可能性があります。

提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

資本関係	当社は、株式会社SALVATORE CUOMO JAPANの発行済株式総数の69.0%を保有しております。
人的関係	当社の取締役1名が株式会社SALVATORE CUOMO JAPANの取締役を、当社の監査役1名が同社の監査役を兼任しております。
取引関係	株式会社SALVATORE CUOMO JAPANは、当社へ食材の販売および当社からの食材の仕入、当社に対する資金の貸付を行っております。 株式会社SALVATORE CUOMO JAPANの銀行借入等に対して、当社による債務保証を受けております。

(2) 当該吸収合併の目的

当社グループの組織および事業を集約化し、経営資源の有効活用による事業運営の効率化を図るとともに、各社の統合によるシナジー効果を高め、カジュアルレストランから高級レストランまで幅広く展開する当社グループの総合力を活かした商品・サービス提供の内容充実を図り事業基盤を強化すること、また株式会社SALVATORE CUOMO JAPANの純資産を取り込むことで合併後の当社単体の純資産が改善し財務基盤を強化することを目的として吸収合併を行うものであります。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

当該吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社SALVATORE CUOMO JAPANは解散いたします。

なお、本合併は、会社法第796条第3項に定める簡易合併の規定により、当社においては合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものでありますが、株式会社SALVATORE CUOMO JAPANにおいては株主総会の承認を得て合併を行うこととなります。

吸収合併に係る割当ての内容

合併に係る割当ての内容は以下のとおりとなります。

会社名	当社 (吸収合併存続会社)	株SALVATORE CUOMO JAPAN (吸収合併消滅会社)
合併比率	1	26
合併により交付する株式数	普通株式 1,040株	

(注) 当社は株式会社SALVATORE CUOMO JAPANとの合併に際して、効力発生日の前日の最終の株式会社SALVATORE CUOMO JAPANの株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する普通株式1株につき、当社の普通株式26株を割当て交付します。

但し、追加取得(270株)後の当社が保有する株式会社SALVATORE CUOMO JAPANの所有株式(960株 持株比率96.0%)については、本合併による株式の割当て交付は行いません。

なお、当社は、吸収合併の効力発生の前日までの間に、株式会社SALVATORE CUOMO JAPANの少数株主が保有する同社株式(40株 持株比率4.0%)の全部ないし一部を少数株主よりさらに追加で取得した後に、合併を行う可能性があり、その場合は当該追加取得株式に対しても、本合併による株式の割当て交付は行いません。

なお、上記合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、当社および株式会社SALVATORE CUOMO JAPANとの協議により、変更することがあります。

その他の吸収合併契約の内容

その他の合併契約に係る内容は、「(6) 合併契約書」に記載のとおりであります。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎および経緯

合併比率の算定に当たって公正性を期するため、当社は清新監査法人を、株式会社SALVATORE CUOMO JAPANは森本公認会計士事務所を本合併における合併比率算定のための第三者評価機関としてそれぞれ任命して合併比率の算定を依頼し、合併比率算定書を受領いたしました。その結果を踏まえ、当社および株式会社SALVATORE CUOMO JAPANにおいて慎重に協議を行った結果、上記の合併比率とすることを決定いたしました。

清新監査法人は当社が上場企業である一方、株式会社SALVATORE CUOMO JAPANが非上場企業であることを考慮し、当社については市場株価方式により、また、株式会社SALVATORE CUOMO JAPANについてはディスカウント・キャッシュ・フロー（以下、「DCF」という。）方式を算定方式として採用しております。

清新監査法人による合併比率の算定結果の概要は以下のとおりです。

算定方式		合併比率評価レンジ (当社 = 1)
当社	株式会社SALVATORE CUOMO JAPAN	
市場株価方式	DCF方式	25.80 ~ 27.37

清新監査法人は、両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等が全て正確かつ完全であること等を前提として、両社の資産および負債について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づいて合理的に作成されたことを前提としております。また、DCF方式の前提となる利益計画については大幅な増減益を見込んでおりません。清新監査法人の算定は平成24年2月末現在までの情報と経済条件等を反映したものであります。なお、清新監査法人が提出した合併比率の算定は、本合併の合併比率の公正性について意見を表明するものではありません。

森本公認会計士事務所は当社が上場企業である一方、株式会社SALVATORE CUOMO JAPANが非上場企業であることを考慮し、当社については市場株価方式により、また株式会社SALVATORE CUOMO JAPANについてはDCF方式を算定方式として採用しております。

森本公認会計士事務所による合併比率の算定結果の概要は以下のとおりです。

算定方式		合併比率評価レンジ (当社 = 1)
当社	株式会社SALVATORE CUOMO JAPAN	
市場株価方式	DCF方式	23.30 ~ 27.77

森本公認会計士事務所は、両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等が全て正確かつ完全であること等を前提として、両社の資産および負債について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づいて合理的に作成されたことを前提としております。また、DCF方式の前提となる利益計画については大幅な増減益を見込んでおりません。森本公認会計士事務所の算定は平成24年2月末現在までの情報と経済条件等を反映したものであります。なお、森本公認会計士事務所が提出した合併比率の算定は、本合併の合併比率の公正性について意見を表明するものではありません。

算定機関との関係

当社の第三者機関である清新監査法人および株式会社SALVATORE CUOMO JAPANの第三者機関である森本公認会計士事務所は、いずれも当社および株式会社SALVATORE CUOMO JAPANとは独立した算定機関であり、本合併に関して記載すべき重要な利害関係はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	株式会社ワイズテーブルコーポレーション
本店の所在地	東京都港区六本木四丁目4番地8号
代表者の氏名	代表取締役会長兼社長 金山 精三郎
資本金の額	830,375千円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	飲食業

(6) 合併契約書

合併契約書

株式会社ワイズテーブルコーポレーション（住所：東京都港区六本木四丁目4番8号。以下「甲」という。）と、株式会社 SALVATORE CUOMO JAPAN（住所：東京都港区六本木四丁目4番8号。以下「乙」という。）とは、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、合併（以下「本合併」という。）する。

第2条（合併に際して交付する株式及びその割当）

甲は、本合併に際し、第6条に規定する本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）の前日の最終の乙の株主名簿に記載または記録された株主（但し、甲及び乙を除く。以下同じ。）が所有する乙の普通株式の合計数に26を乗じた数の普通株式を新たに発行し、当該乙の株主に対し、乙の普通株式1株につき甲の普通株式26株の割合をもって割当交付する。

第3条（増加すべき資本金及び資本準備金等に関する事項）

甲が本合併により増加すべき資本金、資本準備金等の額は、次のとおりとする。但し、企業結合会計基準その他一般に公正妥当と認められる資産状態等により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 0円
- (2) 資本準備金 0円
- (3) 利益準備金 0円
- (4) その他資本剰余金 会社計算規則第35条第1項に基づき算出した株主資本等変動額から上記(1)から(3)を差し引いた額

第4条（甲の合併承認総会）

甲は、会社法第796条第3項に定める簡易合併の規定により、株主総会の承認を得ないで本合併を行うものとする。

第5条（乙の合併承認総会）

乙は、平成24年5月10日開催予定の臨時株主総会（以下「合併承認総会」という。）において、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する承認を求める。但し、合併手続の進行上必要があるときは、甲乙協議の上、合併承認総会の開催日を変更することができる。

第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、平成24年6月1日とする。但し、合併手続の進行上必要があるときは、甲乙協議の上、効力発生日を変更することができる。

第7条（会社財産の引継ぎ）

- 1．乙は、平成24年2月29日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これを効力発生日前日に至るまでの増減を加減した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引き継ぐ。
- 2．乙は、平成24年2月29日から効力発生日に至るまでの資産及び負債の変動につき、別に計算書を添付して、その内容を甲に明示する。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす事項を行うときは、予め甲乙協議の上、合意により当該事項を行うものとする。

第9条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日における乙の全従業員を甲の従業員として引き継ぐものとし、従業員に関する取扱については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

第10条（合併契約の効力の発生）

本契約は、以下の場合には、その効力を失うものとする。なお、本条にもとづく本契約失効後の対応については、別途甲乙間で誠実に協議を行うものとする。

- (1) 効力発生日までに、合併承認総会において本契約につき承認が得られなかった場合
- (2) 効力発生日までに、本合併を実行する上で必要な関係官庁等の承認が得られなかった場合

第11条（本合併に伴う費用）

効力発生日以降において、本合併のために支出すべき費用は、甲の負担とする。

第12条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲または乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じ、若しくは重大な瑕疵が発見された場合は、本契約を解除、または相手方と協議の上、合併条件を変更することができる。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙誠意をもって協議の上、決定する。

第14条（合意管轄）

本契約に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

平成24年4月18日

甲 東京都港区六本木四丁目4番8号
株式会社ワイズテーブルコーポレーション
代表取締役会長兼社長 金山 精三郎

乙 東京都港区六本木四丁目4番8号
株式会社SALVATORE CUOMO JAPAN
代表取締役社長 金山 精三郎